

令和7年（2025年）4月施行 改正建築基準法・建築物省エネ法講習会 質疑回答

（令和7年3月3日更新版）

質疑		回答
建築基準法 関係	木造で旧4号から新2号になる建築物について、確認申請の添付図書の種類と記載内容は、法第6条第1項第1号建築物の共同住宅、児童福祉施設等などの申請内容と同等程度を目安と考えてよいですか？	一つの目安として考えていただいて構いません。ただし、計画内容により添付図書の種類と記載内容は変わるので、注意は必要です。講習会でお伝えしたとおり、新2号建築物の確認審査・検査は全規定が対象となりますので、国が公開している確認申請・審査マニュアル <sup>※1)</sup> を参考にしてください。
	1階よりも2階の床面積が小さい2階建ての木造建築物で、2階が存在しない部分について四分割法によるバランス計算を行うときの壁量は、表計算ツールを活用する場合、どのように求めればよいですか？	2階が存在しない部分は、表計算ツールの平家建てのシートを使い、平家建てとして必要壁量を算出してください。（確認申請・審査マニュアル <sup>※1)</sup> P99より）
	表計算ツールで、使用する外壁や屋根等の仕様がリストにない場合は、どうすればよいですか？	表計算ツールの「北海道版の解説・注意事項」のシートに荷重の根拠がありますので、当該荷重の根拠と申請建築物の外壁や屋根の荷重を照らし、荷重が安全側となるようにリストから選択してください。 （例：外壁に樹脂サイディング420N/m <sup>2</sup> （荷重は仮の数値）を使用する場合は、金属板張500N/m <sup>2</sup> を選択）
建築物 省エネ法関係	仕様基準で非居室に暖房機を設置した場合は仕様基準に適合しますか？	暖房設備の仕様基準で「居室のみを暖房」を選択した場合、適否判定が「居室のみ」で行われ、非居室における暖房設備は不問となることから、仕様基準に適合します。 <sup>※4)</sup>
	仕様基準でダクト式換気設備の外壁貫通部をΦ100mmとし、内部のダクトをΦ50mmにした場合は換気設備の仕様基準（ダクト内径がΦ75mm以上の場合）に適合しますか？	換気方式が熱交換換気設備を採用しないダクト式の第一種換気、第二種換気、第三種換気の場合は内径75ミリメートル以上のダクトを用いる必要があるため、一部のダクトでΦ50mmを用いた場合は仕様基準に適合しません。 <sup>※2)</sup>
	仕様基準で第一種換気（熱交換器有）を行った場合に配布された資料のチェックリストに項目が無いですが何か基準はありますか？	熱交換換気設備がある第一種換気設備の場合は比消費電力を有効換気量率で除した値が0.3（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下の換気扇が基準となります。 <sup>※2)</sup>
	仕様基準で省エネ適判を省略した案件について施工中にエアコンが新たに設置された等の変更する場合は軽微な変更となりますか？	新たに設置されたエアコンを含めて仕様基準に適合する場合は軽微な変更となります。詳しくは国土交通省のホームページで公表されている「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き[令和7年4月版]」の「第4章 軽微な変更説明書の確認」を確認してください。
	仕様基準の換気設備においてチェックシートに記載されている以外の方式はありますか？	チェックシート以外の換気方式については「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年1月28日号外国土交通省告示第266号）」を確認してください。
	BELSを取得した場合に省エネ適合判定を省略することはできないのですか？	BELS評価書では省エネ適合判定は省略できません。省エネ適合判定を省略する場合は別途設計住宅性能評価書や長期使用構造等である旨の確認書等を取得する必要があります。一方で省エネ適合判定を行った場合にBELSの審査が省略される場合があります。詳しくはBELS登録機関にお問い合わせください。
	新3号建築物は省エネ基準適合に対する審査も検査も行われませんか？	新3号建築物で建築士が設計したものについては省エネ基準適合の審査も検査も省略されます。 <sup>※3)</sup> ただし、設計された建築士自身で省エネ基準に適合しているかを確認する必要があります。

※1)：改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル

※2)：「平成28年1月29日号外国土交通省告示第266号 住宅部分の外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」の仕様基準による。

※3)：令和7年4月1日に改正される建築物の消費性能向上等に関する法律第11条第1項による。

※4)：国交省HP「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）に係る質疑応答集」（令和7年2月28日時点）による。